課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特例対象資産 | 適用条項 | 特例課税率 | 添付書類 |
| 条 | 項号 |
| ガス事業用資産 | 法第三四九条の三 | 第２項 | 最初の5年間1／3 |  |
| 次の5年間2／3 |
| 内航船舶（遊覧船等を除く） | 第５項 | 1／2 |
| 汚水又は廃液の処理施設（瀬戸内海環境保全特別措置法により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。） | 法附則第一五条 | 第2項第1号 | 1／２ | 特定施設設置届出書（特定施設設置許可申請書及び特定施設設置許可書） |
| 産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設 | 第2項第４号 | １／３ | 産業廃棄物処理施設設置許可証 |
| 公共下水道除害施設 | 第2項第５号 | ４／５ | 除害施設等計画確認申請書 |
| 太陽光発電設備 | １千ｋW以上 | 第２５項第３号イ | 最初の３年間３／４ | 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことを証する書類 |
| １千ｋW未満 | 第２５項第１号イ | 最初の３年間２／３ |
| 風力発電設備 | ２０ｋW以上 | 第２５項第１号ロ | 最初の３年間２／３ | 再生可能エネルギー発電設備認定通知書 |
| ２０ｋW未満 | 第２５項第３号ロ | 最初の３年間3／４ |
| 水力発電設備 | ５千ｋW以上 | 第２５項第３号ハ | 最初の３年間３／４ |
| ５千ｋW未満 | 第２５項第４号イ | 最初の３年間１／２ |
| 地熱発電設備 | １千ｋW以上 | 第２５項第４号ロ | 最初の３年間１／２ |
| １千ｋW未満 | 第２５項第１号ハ | 最初の３年間２／３ |
| バイオマス発電設備 | １万ｋW以上２万ｋW未満 | 第２５項第１号ニ | 最初の３年間２／３ |
| １万ｋW以上２万ｋW未満（木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するもの） | 第２５項第２号 | 最初の３年間６／７ |
| １万ｋW未満 | 第２５項第４号ハ | 最初の３年間１／２ |  |
| 企業主導型保育事業の用に供する資産（平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの期間に取得） | 旧第３２項 | 最初の５年間１／２ | ・児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出書・企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けたことを証する書類 |

（注）法…地方税法